

あて先

納付場所
日本銀行本店、支店、代理店
又は歳入代理店

(住所)

(氏名)

殿

国庫金

◎数字は記入例にならって黒のボールペンで力を入れて
枠からはみださないように記載して下さい。

年度

(帳票コード)

会計番号

主管又は所管番号

取 扱 庁 番 号

官 署 コ ー ド

科目コード

納付書番号

識別番号

四法

手続種別

納付 金額	
----------	--

億	千	百
---	---	---

十	万	千
---	---	---

百	十	門
---	---	---

現金納付

(有価証券又は特許印紙による納付はできません。)

◎(納付される方へ)太線の枠内の事項を記載して下さい。

◎(金融機関の方へ)この書面は、納付書・領収証書及び納付済証(特許庁提出用)が接続された4枚複写式になっていますので、4枚すべてに領収日付等を記載の上、納付書・領収証書及び納付済証(特許庁提出用)の2枚を納付された方にお渡し下さい。

翌年度5月1日以
降現年度歳入組入

特許特別会計

經濟產業省所管

特許庁

納付目的

特許料等

上記の金額を領収しました。

(領収日付等)

◎この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

領 収 控

国庫金

年度 □□	会計番号 □□□□	主管又は所管番号 □□□□	取扱庁番号 □□□□□□□□	官署コード □□□□□□□□
科目コード □□—□□□□□□		納付書番号 □□□□□□□□□□		識別番号 □□□□□□□□

四法 □	手続種別 □□□	納付 金額 □	□□□	億 千 百 □□□	十 万 千 □□□	百 十 円 □□□
---------	-------------	---------------	-----	--------------	--------------	--------------

納付場所
日本銀行本店、支店、代理店
又は歳入代理店

(住所)
(氏名)
殿

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入	特許特別会計
----------------------	--------

経済産業省所管	特許庁
---------	-----

納付 目的	特許料等
----------	------

上記の金額を領収しました。 (領収日付等)

納付書・領収証書 国庫金

年度 □□	会計番号 □□□□	主管又は所管番号 □□□□	取扱庁番号 □□□□□□□□	官署コード □□□□□□□□
科目コード □□—□□□□□□		納付書番号 □□□□□□□□□□		識別番号 □□□□□□□□□□

四法 □	手続種別 □□□	納付 金額 □	□□□	億千百 □□□	十万千 □□□	百十円 □□□
---------	-------------	---------------	-----	------------	------------	------------

納付場所
日本銀行本店、支店、代理店
又は歳入代理店

(住所)

(氏名)

殿

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入	特許特別会計
----------------------	--------

経済産業省所管	特許庁
---------	-----

納付 目的	特許料等
----------	------

上記の金額を領収しました。 (領収日付等)

納付済証(特許庁提出用) 国庫金

年度
□□

会計番号
□□□□

主管又は所管番号
□□□□

取扱庁番号
□□□□□□□□

官署コード
□□□□□□□□

科目コード
□□-□□□□□□

納付書番号
□□□□□□□□□□

識別番号
□□□□□□□□

四法
□

手続種別
□□□

納付 金額	□	□□□	億 千 百	□□□	十 万 千	□□□	百 十 円	□□□
----------	---	-----	-------------	-----	-------------	-----	-------------	-----

◎(金融機関の方へ)領収日付等を記載の上、納付書・領収証書と共に納付された方にお渡し下さい。

納付場所
日本銀行本店、支店、代理店
又は歳入代理店

(住所)

(氏名)

殿

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入	特許特別会計
----------------------	--------

経済産業省所管	特許庁
---------	-----

納付 目的	特許料等
----------	------

上記の金額を領収しました。 (領収日付等)

◎この納付済証(特許庁提出用)を、出願書類等と共に特許庁に提出すること。

1. 「四法」欄は、表1に従ってコードを記載してください。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号)第14条第1項の規定に基づいて予納を行う場合は、「5」を記載してください。

2. 「手続種別」欄は、表2に従ってコードを記載してください。

○表1 四法コード

四 法	コ ー ド
特 許	1
実用新案	2
意 匠	3
商 標	4
共 通	5

○表2 手続種別コード

手 続 名	コ ー ド
出願関係の手続	010
審査請求又は実用新案技術評価の請求	011
承継の届出	012
期間の延長又は期日の変更の請求	013
書類、ひな形若しくは見本の閲覧、謄写の請求又は秘密意匠を示すべきことの請求	021
証明の請求	022
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第2条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う閲覧の請求又はファイルに記録されている事項を記載した書類の交付の請求	023
特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求	024
書類の謄本又は抄本の交付の請求	025
特許証又は登録証の再交付の請求	026
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律又はこれに基づく命令関係の手続	030
審判又は再審の請求	040
異議の申立て	041
判定の請求、裁定の請求、裁定の取消しの請求、審判若しくは再審への参加申請、異議の申立てについての審理への参加申請又は明細書若しくは図面の訂正の請求	042
特許料又は登録料の納付(設定登録、更新登録又は更新登録申請時に納付するもの)	051
特許料、割増特許料、登録料又は割増登録料の納付(051以外のもの)	052
予納	060

備考

- 1 用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
- 2 各片は左側をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項(あらかじめ印刷する事項を除く。)は、複写により記入するものとする。
- 4 取扱庁番号欄は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の2又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令(昭和40年大蔵省令第67号)附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。
- 5 年度、金額その他の数字(あらかじめ印刷するものは除く。)は、アラビア数字で明りょうに記入すること。
- 6 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。